

## 6 雇用・労働関係

### (1) 雇用・労働分野の基本方針

人口高齢化に伴い個人の職業人生は長くなる一方、個別企業、産業の栄枯盛衰のテンポは速くなっており、就職から定年退職まで一企業で雇用を保障するのではなく、労働市場を通じて雇用を保障していく体制への移行が必要となる。

一方、産業の高度化に伴い、高度な専門能力を有するホワイトカラー層なども増えてきているとともに、就労意識の多様化から、パートタイム労働や派遣労働などを選択する個人も増えている。経済の急速な変化に後れることなく、こうした新しいタイプの労働者像に対して、雇用の選択肢を拡大し、多様な就労形態に対応し得るようにすることが必要である。

以上のような観点から、労働市場の規制の在り方は、より市場を通じた雇用保障を拡充すべく職業紹介規制の緩和等を図るとともに、派遣労働・有期労働契約の拡大等多様な就業・雇用形態に対応し得るよう改革に取り組む。また、「事後監視・監督」(事後チェック)機能の強化を図ることが必要である。これらの課題は喫緊の課題であり、法律の改正を伴わないものは可及的速やかに、法改正を伴うものであっても早期に実現することが極めて重要である。

また、新たな労働者像に対応した制度作り等、将来に向けた課題についても早急に検討を進める。

### (2) 雇用・労働分野の重点事項

#### 円滑な労働移動を可能とする規制改革

労働市場を通じて雇用保障を実現していくためには、円滑に人材の移動が行われるための労働市場システムの整備が必要である。このため、職業紹介規制の抜本的緩和を進める。また、労働者のポテンシャル向上のための能力開発プログラムの充実や募集・採用における制限の緩和・差別撤廃にも注力する。

#### 就労形態の多様化を可能とする規制改革

昨今の雇用情勢の急速な変化、並びに個人の就労意識・価値観の多様化に対応するためには、労働者の働き方の選択肢を広げ、雇用機会の拡大を図ることが必要である。このため、派遣労働、有期労働契約などの雇用の選択肢を更に拡充するとともに、裁量労働制を拡大し、労働者がより創造的な能力を発揮できる環境整備を図る。

#### 新しい労働者像に応じた制度改革

経済社会の構造変化によって、雇用の在り方にも大きな変化が生じており、高度な専門能力で仕事をするような新たな労働者像に対応した制度作りや解雇基準の明示等、21世紀にふさわしい労働市場システムの整備を早急に進める。また、制度が働き方の制約とならないよう、あるいは女性の就業意欲を阻害しないよう社会保険制度等についても改革を進める。

#### 事後チェック機能の強化

個別労使紛争への対応強化等、事後チェック機能の強化を図ることが必要である。

(3) 個別事項

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
能力開発プログラムの充実 (厚生労働省)	a 労働市場全体のポテンシャル向上という見地から、制度創設以来の運用実態等を踏まえ、支給対象者の範囲なども含め、教育訓練給付制度等の在り方について更に検討する。 (第156回国会に係る法案提出)	重点・雇用1(1)、全国実施948〔改定・雇用ア〕	検討	法案提出	法案成立後公布、措置(5月施行予定)
	b キャリア・コンサルティングや職業能力評価制度の拡充、資金の貸付制度等の活用の促進等、個人の自発的な能力開発に対する支援を強化する。		一部措置済		逐次実施
職業紹介規制の抜本的緩和 (厚生労働省)	a 求職者からの手数料規制緩和 平成14年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところであるが、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引き下げ、職種拡大により対象者の拡大を図る。 【平成14年厚生労働省令第12号】	重点・雇用1(2)、新事業3(1)イ、全国別表910〔改定・雇用アa〕	一部措置済(2月施行)	平成15年度までに措置(速やかに実施)	
	b 求人企業から徴収する手数料の上限に係る大臣基準の見直し 求人企業から徴収する手数料は、手数料の上限に係る現行の大臣基準の廃止も含め検討し、措置する。 【平成14年厚生労働大臣定め】 その際、常用目的紹介(当初の有期雇用を引き続き、求人者、求職者の合意を条件に「期間の定めのない雇用」を成立させることを目的として行われる職業紹介)が実施可能であること及びその方法について明確化を図る。 【平成14年厚生労働省職業安定局長通達】			改定・雇用アb	措置済(2月施行)
	c 無料職業紹介事業に関する規制緩和 (a) 無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、	重点・雇用1(2)、新事	検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>所要の措置を講ずる。</p> <p>また、昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要がある、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにする。</p> <p>(第156回国会に関係法案提出)</p>	業 3 (1) ア (ア)、全国別表 912、913 〔改定・雇用ア c(a)〕			公布後 9か月以内に 施行予定)
	<p>(b) 地方公共団体が行う無料職業紹介が「事業」として行われるものでない場合には、従来からもこれを禁止せず、公共職業安定所からの求人情報の提供等の支援を行っており、引き続き、地方公共団体が必要に応じて行う無料職業紹介については、より円滑にこれを行うことができるよう更なる支援の強化を図る。</p>	改定・雇用ア c (b)	適宜実施		
	<p>d 有料職業紹介事業に関する規制緩和</p> <p>(a) すべての事業所に許可が必要としている現行の有料職業紹介事業の許可制は、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度を緩和することを含め、検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。</p> <p>職業紹介事業に係る兼業規制については、これを原則として撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。</p> <p>(第156回国会に関係法案提出)</p>	重点・雇用 1 (2)、新事業 3 (1) ア (イ) 全国別表 914 〔改定・雇用ア d〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後 9か月以内に 施行予定)
	<p>(b) 有料職業紹介事業の許可に係る申請者の財産的基礎に関する許可基準の緩和について、検討し、措置する。</p>	重点・全国別表 911			措置
	<p>e 「付帯業務」の定義の明確化</p> <p>職業紹介事業において、許可・届出を必要とする求人・求職の受理と、これを必要としない求人・求職の申込みを勧誘する業務等(「付帯業務」との境界を明確にするため、「付帯業務」の定義を明確化する。</p>	改定・雇用ア e	措置済 (3月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	【平成14年厚生労働省職業安定局通達】				
	f 公共職業安定所紹介要件の緩和 (a) 特定求職者雇用開発助成金を始めとする雇用関係助成金については、公共職業安定所の紹介要件を緩和し、都道府県労働局長への届出により、民間の職業紹介事業者の紹介による雇入れも支援対象とする措置を講じたが、不正防止にも留意しつつ、今後とも、要件緩和の趣旨・内容等の周知徹底を図る。	重点・雇用 1 (2)  〔改定・雇用ア f〕	適宜実施		
	(b) 助成金の在り方そのものについても、費用対効果の観点からその見直しを検討する。		検討	結論	措置(4月及び6月施行予定)
	(c) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定める就職促進給付のうち再就職手当の一部及び常用就職支度金についても、不正防止等の観点から公共職業安定所の紹介を支給要件としているが、厳しい雇用保険財政に留意しつつこれを緩和する。		検討	結論	措置(5月施行予定)
	g 職業紹介責任者に係る規制緩和 職業紹介制度全体の見直しに併せて、下記の項目についても検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (a) 職業紹介責任者の設置要件(人数)の見直し責任の所在を明確にするためにも、職務内容の見直しを前提に、設置要件(人数)の大幅な見直しについて検討 (b) 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更手続の簡素化 (c) 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し (第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用 1 (2)、全国別表916  〔改定・雇用ア g〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)
	h 国外にわたる職業紹介に係る規制緩和 国外にわたる職業紹介に係る許可申請要件の緩和については、相手先国の関係法令及び日	改定・雇用ア h	措置済		(2月施行)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	本語訳の収集手続を簡素化する。 【平成14年厚生労働省職業安定局長通達】				
	i 職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。 【平成13年厚生労働省令第61号】	改定・雇用ア i	措置済 (4月施行)		
	j 専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20㎡要件を廃止する。 【平成13年厚生労働省職業安定局長通達職発第189-3号】	改定・雇用ア j	措置済 (4月施行)		
	k 「官民連携した雇用情報システム運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。	改定・雇用ア k	措置済 (8月運用開始)		
職業紹介・職業訓練における民間参入の推進 (厚生労働省)	a 無料職業紹介について、求職者、求人企業双方にとって質の高いサービスが提供できるよう、公共職業安定所の保有する求人情報等の民間への公開や、管理職・専門職等の紹介に関する民間への業務委託等を進め、民間のノウハウを一層いかしつつ職業紹介ができるようにする。	重点・官製(1)		逐次実施	
	b 職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。				遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論
労働者募集	職業紹介制度全体の検討に併せて、委託募集の	重点・雇用	検討	法案提	措置(法

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
に係る規制緩和 (厚生労働省)	許可制については、平成11年の法改正の施行状況、諸外国の状況等を踏まえ、許可制の在り方について検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	用(1) 〔改定・雇用ア〕		出	案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)
募集・採用における制限の緩和・差別撤廃 (厚生労働省)	a 改正雇用対策法に基づく「指針」に関する指導の徹底を図るとともに、年齢上限の設定を認めている例外規定の妥当性を検討する。	重点・雇用1(4) 〔改定・雇用ア a、b〕	適宜検討		
(内閣官房、総務省) 【人事院】	b 雇用者が年齢上限を設定する際の理由説明の法的義務化、あるいは年齢制限そのものの禁止についての可能性を検討する。		中長期的に検討		
【人事院】	c 公務員における年齢制限の撤廃を検討する。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。)	改定・雇用ア c	検討		
(厚生労働省)	d 労働者派遣の際に派遣元が派遣先に行う「派遣労働者の年齢及び性別」の通知については、法令遵守のため特に必要があると考えられる場合にのみ通知義務を課す。	改定・雇用ア d	省令公布(3月)	措置済(4月施行)	
(厚生労働省、法務省)	e 採用または労働条件その他労働関係に関する事項について、人種・信条・社会的身分等を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めた「人権擁護法案」が国会に提出されているところであるが、成立後におけるその円滑な施行を図る。 (第154回国会に関係法案提出)	重点・雇用(1) 〔改定・雇用ア e〕	結論(法案提出)	法案成立後、公布及び措置(平成15年4月1日から平成15年7月31日までの間で政令で定める日より)	

## イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
労働者派遣制度全体の見直し (厚生労働省)	a 労働者派遣事業に関する規制緩和 すべての事業所に許可が必要としている現行の労働者派遣事業の許可制については、手続の簡素化の観点から、法人としての許可があれば	重点・雇用2(1)、全国別表901	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	ば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度の緩和を行うことを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	〔改定・雇用イ a〕			9 か月以内に施行予定)
	b 派遣期間の延長又は撤廃 派遣期間の制限に関しては、法律に基づく1年の期間制限と行政指導に基づく3年の期間制限のいずれについても、派遣労働者の声を踏まえ、これを延長又は撤廃することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用 2 (1)、新事業 3 (1)イ、全国別表 904、906 〔改定・雇用イ b、d (c)〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9 か月以内に施行予定)
	c 「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」の確実な施行を図る。 【経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律(平成13年法律第158号)】	改定・雇用イ c	措置済 (1月施行)		
	d 派遣対象業務の拡大等 (a) 現行労働者派遣法は、附則において、当分の間「物の製造」の業務について派遣事業を禁止しているが、製造業務の派遣事業に係る他国の状況も踏まえながら、これを解禁することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用 2 (1)、新事業 3 (1)ウ、全国別表 905 〔改定・雇用イ d(a)〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9 か月以内に施行予定)
	(b) 安全衛生等に関する派遣労働者の労働条件の適正な確保を図るために啓発・指導等を行	重点・雇用 2 (1)			措置



事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	う。	、新事業 3 (1) ウ			
	(c) 法改正を必要としない対象業務(26業務)の拡大 緊急措置として現在3年の派遣が認められている業務(旧適用対象26業務)の範囲の拡大等法改正を必要としない見直しについて検討し結論を得る。 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令)】	改定・雇用イ d (b)	措置済(3月施行)		
	e 紹介予定派遣制度の見直し 紹介予定派遣を通常の派遣と同様の規定で律することには限界があり、実態調査等を踏まえ、事前面接や履歴書の送付要請、採用内定等の行為の解禁等法制度を含む現行制度の見直しを行う。 (第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用 2 (1)、新事業 3 (1)、全国別表903、915〔改定イ e〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)
	f その他 (a) 派遣元責任者の選任に係る見直し 派遣元責任者の選任の在り方について見直す。また、その際、講習制度についても簡素化を検討する。	重点・雇用 2 (1) ア 〔改定・雇用イ f (a)〕	検討	平成15年度までに措置	
	(b) 労働者派遣に係る手続の簡素化 労働者派遣事業に係る手続を事業所ごとの手続から本社一括の手続に緩和すること、届出書類を削減することを含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用 2 (1) イ、全国別表 902 〔改定・雇用イ f (b)〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)
	(c) 派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類の電子化	重点・雇用 2 (1)	検討	平成15年度までに措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	派遣先事業主から派遣元事業主への通知について、労働者保護にも留意しつつ、電子媒体による通知も可能とすることを検討する。	ウ 〔改定・雇用イ f (c)〕			
	(d) 派遣事業と紹介事業の兼業規制の見直し 労働者派遣事業等の許可基準における派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、及び 両事業に係る指揮命令系統が明確に区分され、両事業に係る直接担当職員が両事業の業務を兼任するものではないこととされている要件の在り方を一定の条件の下にその兼任を認める経過措置が終了するまでに検討する。	重点・雇用 2 (1) 工			平成15年度中に検討を開始し、平成16年11月末までに結論
	(e) その他 複合業務について主たる業務が旧適用対象業務の場合及び月初や土日のみ等、派遣日数が限られている場合に旧適用対象業務と同様に扱うことについて、労働者派遣制度全体の見直しにおいて、その可能性を検討する。 (第156回国会に関係法案提出)	改定・雇用イ f (d)	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後9か月以内に施行予定)
有期労働契約の拡大 (厚生労働省)	a 有期労働契約については、働き方の選択肢を増やし、雇用機会の拡大を図るためにも、専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用 2 (2)、新事業 3 (1) 工、全国別表 907、908 〔改定・雇用イ a〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)
	b 当面の措置として、大臣告示によって定められた専門職の範囲については、その範囲を一層拡大する方向で見直しを行う。 【平成14年厚生労働省告示第21号】	改定・雇用イ b	措置済 (2月施行)		
裁量労働制の拡大	a 専門業務型裁量労働制については、当面の措置として、研究職、SE、放送等のプロデュー	改定・雇用イ a	措置済 (2月)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	サー、コピーライターなど11の対象業務に限定されているが、これを拡大する。 【平成14年厚生労働省告示第22号】		施行)		
	b 企画業務型裁量労働制については、導入手続が煩雑であり、適用対象事業場等が限定的であることから、その手続の大幅な簡素化や適用対象事業場等の拡大を図ることを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。(第156回国会に関係法案提出)	重点・雇用2(3)、新事業3(2)、全国別表909 〔改定・雇用イb〕	検討	法案提出	措置(法案成立後公布、公布後6か月以内に施行予定)

## ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
労働基準法の改正等 (厚生労働省)	a 高度の専門能力を有するホワイトカラー層などの新しい労働者像にも適切に対応した、新たな時代の雇用関係を規定する基本法とするために労働基準法の見直しを検討する。 中長期的には、裁量性の高い業務については労働時間規制の適用除外方式を採用することを検討する。(その際、管理監督者等に対する適用除外制度の在り方について、深夜業に関する規制の適用除外の可否を含め検討。)	重点・雇用3(1)、新事業3(2) 〔改定・雇用ウa〕	速やかに検討		
	b 最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員について、労働時間規制の在り方を早急に検討する。	重点・雇用3(1)、新事業3(2)			平成15年度中に検討
	c 解雇の有効・無効に関する労使双方の事前予測可能性を高めるため、解雇の基準やルールについて、これを立法で明示することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、所要の措置を講ずる。その際には、いわゆる試用期間との関係についても検討するとともに、解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、「金銭賠償	重点・雇用3(1)、新事業3(2) 〔改定・雇用ウb〕	検討	法案提出等所要の措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	方式」という選択肢を導入することを検討し、その結論を早急に取りまとめ、第156回国会に法案提出等所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)				
社会保険制度の改革等 (厚生労働省)	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	改定・雇用ウ a	検討 (平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて検討)		
	b 保険料の算定方法について、被保険者間の負担の公平を期すため、保険料の賦課ベースを年収賃金とする「総報酬」方式を厚生年金以外の社会保険にも適用するよう、速やかに検討する。 【健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)】	改定・雇用ウ b	結論(法案提出)	法案成立後、公布	措置(4月施行)
	c 年金・医療保険においても、パートタイム労働者について適用基準に該当する労働者への適用の徹底を図るとともに、適用範囲の拡大について早急に検討する。	重点・雇用3(2) 〔改定・雇用ウ c〕	速やかに検討・結論		
	d 派遣労働者については就業実態等を踏まえた健康保険組合の設立を認めるとともに、適用基準の明確化等を行うことについて早急に検討を進める。 【平成14年厚生労働省保険局保険課長、社会保険庁運営部医療保険課長、年金保険課長通達】	改定・雇用ウ d	検討	措置済(4月施行)	
	e 企業年金については、転職が不利にならないよう、確定給付型年金の中途脱退者の通算制度の拡大、個人型確定拠出年金への資産移換の仕組みの検討など確定給付型年金のポータビリティ向上に努めるとともに、コストを抑えた効	重点・雇用3(2)、新事業3(2) 〔改定・	政令公布(12月)	一部措置済(4月施行)	速やかに検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(内閣官房、総務省) 【人事院】	率的な運営システムの整備等による確定拠出型年金の拡大を図る。以上のほか、退職金についても、長期勤続者を過度に優遇する現行制度の見直しを図る。 【確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)】	雇用ウ e)			
	f 女性の就業意欲の阻害要因と考えられる配偶者手当などの制度については、民間部門における手当廃止や見直しの動きに後れることなく、公務員についても、今後男女共同参画の観点から同様に見直す。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。) 【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成14年法律第106号)】	改定・雇用ウ f		一部措置済	速やかに検討
雇用保険 (厚生労働省)	a 雇用保険の助成金の支給要件について、公共職業安定所による紹介を要件とすることを早急に見直す。 【平成13年厚生労働省令第189号】	改定・雇用ウ a	措置済(10月施行)		
	b 雇用保険未加入者に対する加入促進をより徹底する。(パートタイム労働者及び登録型派遣労働者の適用拡大) 【平成13年厚生労働省職業安定局長通達】	改定・雇用ウ b	措置済(4月施行)		
	c 現在、低い加入水準にとどまっている私立学校教員等については、雇用保険への加入を速やかに促進する。	重点・雇用3(2) 〔改定・雇用ウ c〕	措置(逐次実施)		
(厚生労働省、文部科学省)					

## エ 事後チェック機能の強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
個別労使紛争への対応強化 (司法制度改)	迅速かつ低廉な費用で個別的な労働関係の紛争を適切に解決するスキームが求められていることから、労働調停制度や労働関係事件固有の訴訟手続の整備の可否等について早急に検討し、所	重点・雇用4(1)、新事業3(2)、事			遅くとも平成16年中に措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
革推進本部)	要の措置を講ずる。	後チェック 3 (5)			
社会保険労務士の個別労働関係紛争当事者の代理 (厚生労働省)	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号、平成14年11月27日公布)の円滑な施行を図る。	重点・雇用 4 (2)、事後チェック 3 (5)、全国別表 917		適宜実施	
個別的労使紛争処理制度 (厚生労働省)	雇用・労働関係全般に係る苦情・紛争の相談体制を始めとした個別的労使紛争処理制度の在り方について検討した結果を踏まえ、個別的労使紛争処理システムの運用を開始する。 【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)】	改定・雇用ア	措置済 (10月施行・運用開始)		

## オ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
手続簡素化 (厚生労働省)	就業規則及び時間外労働・休日労働に関する協定の所轄労働基準監督署長への届出について、就業規則等が労働組合の合意を得て、本社と各事業場のものが同一内容のものである場合には、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届け出ることができるように措置する。 【平成15年厚生労働省労働基準局長通達】	改定・雇用工		措置済 (2月施行)	
社会保険労務関係の各種手続の電子化、一元化 (厚生労働省)	健康保険・雇用保険等社会保険労務関係の各種手続の電子化を図ることにより、本社でオンラインによって処理ができる環境を整備する。	重点・円滑化別表 (1)39			15年度から措置
地方公共団体における一般職の任期付研究員、	公務員制度改革大綱に基づき国と民間企業との間の人事交流に関する法律が平成15年度中に改正、施行された場合、民間企業の社員の身分を有したままで、地方公共団体の一般職への併任を	重点・全国別表 405			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
任期付職員の採用に係る身分併有制限の撤廃 (総務省)	認める。				